

～健康ですやかな暮らしを支える大切な制度～

『国民健康保険』

Q & A (質疑応答) を紹介します



国民健康保険は、病気やけがに備えて加入者の皆さんが保険税を出し合い、医療費の補助などを行う助け合いの制度です。皆さんからお預かりした保険税と国の補助を合わせて、医療費をはじめ、出産育児一時金・葬祭費・介護納付金などの給付の費用に充てられます。

保険税に関する内容は、町ホームページ (<http://www.town.kamisato.saitama.jp>) に記載してありますので、参考にしてください。

問合せ…税務課住民税係 【☎35-1220内線1131・1132・1133】

Q. 会社を退職したので
すが、保険税はどうなる
のですか？



A. 社会保険等から抜けた月より、月割りで保険税が課税になります。国民健康保険税の1年間は4月～翌年3月で、上里町では8期に分けて納めていただきます。加入手続きが済んでいない方は、社会保険の資格喪失証明書（扶養者がいた場合はその方の氏名も記載された書類）、印鑑を持参して、健康保険課医療年金係（1階⑥番窓口）までお願いします。

Q. 会社に就職したので
すが、保険税はどうなる
のですか？



A. 社会保険等に加入した月から、月割りで保険税が減額になります。納めすぎたものは、還付又は充当します。喪失手続きが済んでいない方は、社会保険の保

険証と国民健康保険者証、印鑑を持参して健康保険課医療年金係（1階⑥番窓口）までお願いします。

Q. 国民健康保険には加入
しなければいけない
のですか？



A. 日本では、職業や年齢に関係なくすべての人がいづれかの健康保険に加入しなければならぬことになっていきます（国民皆保険制度）。職場の医療保険（健康保険、船員保険、共済組合等）に加入している方や生活保護を受けている方などを除いて、国民健康保険への加入が義務づけられています。

Q. 加入者は私(子)一人
ですが、社会保険に加入
している父あてに保険
税の納付書が届いたの
はなぜですか？



A. 国民健康保険税は世帯主課税となっています。したがって、社会保険に加入している世帯主でも、国民

健康保険税が課税されますが、課税内容は加入者分だけです。

Q. 会社を退職する予定
です。社会保険の任意継
続と国民健康保険、どち
らに加入するか迷って
います。保険税はどれく
らいになりますか？



A. 国民健康保険税の税額は個人ごとに違います。税務課住民税係（1階⑩番窓口）で税額の試算ができますのでお問い合わせください。ただし、昨年中の所得が未申告の方や、今年になって上里町に転入された方は、試算できない場合があります。

Q. 満40歳になった翌月
に、国民健康保険の納税
通知書(増額)が届いた
のはなぜですか？



A. 満40歳になると、介護保険2号被保険者に該当します。加入している保険制度の税(料)に含めて納付

するもので、誕生日の属する月分から負担になります。介護年齢基準日は、誕生日の前日です。

Q. 「納税通知書」と「特別徴収税額の通知書」の2通が届いたのは、なぜですか？



A. 本年10月から、保険税を年金から引いて納めていただく方となります。年税額の半分を納付書又は口座振替で（7・8・9月）、後半分を年金から（10・12・2月）の納税となります。申し出により、年金からではなく口座振替による納付方法に変更することもできます。

Q. 父の国民健康保険税を私が負担しています。その負担した額を年末調整や確定申告で使えますか？



A. 納付書又は口座振替で納付したものは使えません。ただし、年金から引き落とされている場合は、その

年金受給者の申告でしか含めることができません。実際は別の方（子供等）が負担しているという場合は、口座振替による納付方法に変更してください。

Q. 軽減制度とはどういうものですか？



A. 加入者全員（擬制世帯主も含む）の前年中の合計所得が、一定の範囲内であれば国民健康保険税の均等割と平等割が減額になります。ただし、世帯の中に申告が済んでない方がいると、

軽減の対象となりませんのでご注意ください。16歳以上で国保に加入されている方（扶養になっている方も必要）は、必ず申告をお願いします。

Q. 災害に遭い、収入が減少して保険税を納めるのが大変です。どうしたらよいですか？



A. 税務課収税係で納付の相談を随時行っています。また、減免制度（災害・障害・病気・拘禁等）もありますので、ご相談ください。（要審査）。

納税窓口

休日開庁・夜間開庁のお知らせ

◆6月の開庁日

- 休日（午前8時30分～正午）
6月12日(日)
- 夜間（午後8時まで）
6月27日(月)

※夜間は庁舎西入口（夜間入口）よりお入りください。

◆窓口・問合せ

税務課収税係【☎35-1220(直通)】

税の納付は便利、確実な

『口座振替』のご利用を！

～ 税は納期限内に納めましょう！～

子ども手当は引き続き支給されます

子ども手当は、平成23年4月～9月（6か月間）について、これまでと同じ月額13,000円で引き続き支給されることになりました。



支給金額

子ども1人につき 月額13,000円

支給対象

0歳から中学校卒業まで

（0歳から15歳になった後の最初の3月31日まで）

支給日

平成23年6月15日（平成23年2月分～5月分）

平成23年10月14日（平成23年6月分～9月分）

※1. 出生などにより新たに養育する子どもができた方や、他の市町村から転入された方は、申請手続きが必要です。（すでに受給していて、支給対象となる子どもの数に変更がない方は、手続きの必要はありません。）

※2. 平成23年6月の現況届の提出は不要です。（ただし、10月に届出・申請などが必要となる場合があります。）

問合せ…福祉子ども課子ども青少年係【☎35-1236】

町民税・県民税のお知らせ

問合せ：税務課住民税係

☎ 35-1220 内線 1131・1132・1133

町民税・県民税の納税 通知書を発送します

普通徴収の納税通知書を6月8日(水)に納税義務者へ発送する予定です。給与からの特別徴収(給与引落とし)の納税通知書は、5月上旬に事業所へ発送済みです。町民税・県民税は、その方の昨年(平成22年中)の所得等により計算しています。

町民税・県民税の納税 方法

町民税・県民税の納税(徴収)方法には、「普通徴収」と「特別徴収」があります。

◆普通徴収は、自営業やパート・アルバイトの方等が該当し、通常6月、8月、10月、12月の4回の納期に分けて個人で納税する方法です。

◆給与からの特別徴収は、サラリーマン等の毎月の給与から引き落としされ、

6月から翌年5月までの12回に分けて納税する方法です。

◆公的年金からの特別徴収は、公的年金を受給している方のうち、今年(平成22年)4月1日に65歳以上の一定の要件を満たす方が対象となります。平成22年度に引き続き平成23年度も徴収税額が平成23年4月6月、8月に年金から引き落としされます。

※公的年金等を受給している65歳未満の方は、平成22年度の税制改正により、給与所得と年金所得等にかかる町民税・県民税を併せて給与からの特別徴収ができるようになります。

住宅借入金等特別税額 控除について

住宅をローンで購入し、平成11～18年又は平成21年

以降に入居した方で、所得税の住宅ローン控除に引ききれない額がある場合、次の①②に該当する方は、住民税の住宅ローン控除が適用されます(町への申告手続きは原則不要)。

なお、住宅ローン控除の対象となる方は、納税通知書の住宅借入金等特別税額控除欄をご確認ください。

① 給与所得のみの方で、住宅ローン控除を含む年末調整済みの給与支払報告書が町に提出された方(源泉徴収票に「住宅借入金等特別控除可能額」及び「居住開始年月日」の記載があることを確認してください。)

② 確定申告により住宅ローン控除の申告をした方
特別徴収の方で、給与所得・公的年金所得以外の所得がある場合

給与所得・公的年金等以外の所得にかかる町民税・県民税については、確定申告などを行う際に、確定申告書等の第二表の『給与所得・公的年金等に係る所得以外の住民税の徴収方法の

選択』欄にある「自分で納付(普通徴収)」の部分にチェックを記入することにより普通徴収で納めることができます。申告書の控えをご確認ください。

申告内容の確認・訂正 について

町では、確定申告書や給与支払報告書等で、①～④の項目について確認し、必要に応じて訂正しています。そのため、申告した方に対して、町からお問い合わせをする場合があります。

① 扶養にとれない人を扶養にしているなど、受けられない控除を受けている場合

② 町に届いている給与や年金の報告書等と、申告金額が異なっている場合

③ 申告書の計算誤りや記載に不備がある場合

④ その他、課税することに必要の場合

また、町外に住んでいる家族を扶養している方についても、確認のためお問い合わせする場合があります。

平成23年度(平成22年分)課税証明書等の交付は6月8日(予定)です

課税証明書等を交付できるのは次の①～④の方です。

交付申請の際は、1通あたり手数料150円と窓口に来庁される方の身分証明書が必要です。(ご本人又は同居のご家族以外が申請をされる場合は委任状も必要です。)

① 町民税・県民税の申告をした方

② 確定申告をした方

③ 勤務している会社等から給与支払報告書が町へ提出されている方

④ 年金支払者から年金支払報告書が町へ提出されている方

※①～④以外の方は、申告後、町民税・県民税の税額が決定するまでは証明書を交付することができません。税額の決定には、最長で2か月程度かかります。また、収入がない方、家族の扶養になっている方でも、①～④に該当しない場合は同様です。

『町内各施設利用団体』を紹介します

～中央公民館・各地区公民館・ワープ上里・隣保館～

町内にある各施設利用団体を紹介します。今回は、中央公民館・各地区公民館・ワープ上里・隣保館の利用団体を紹介します。

各団体の詳しい活動内容などについては、下記までお問い合わせください。

- ◆中央公民館利用団体
中央公民館【☎33-8628】
- ◆各地区公民館利用団体
賀美公民館【☎34-1724】
長幡公民館【☎34-1725】
七本木公民館【☎34-1726】
上里東公民館【☎34-1041】
神保原公民館【☎34-1727】
- ◆ワープ上里利用団体
ワープ上里【☎34-0488】
- ◆隣保館利用団体
隣保館【☎33-3741】



◆中央公民館

団体名	種目等	活動日	時間	団体名	種目等	活動日	時間
ECS	英会話	毎週木曜日	夜間	かるがも音楽サークル	軽音楽	毎週木曜日	午後
A・A本庄グループ	自助グループ	毎週火・水曜日	夜間			毎週日曜日	午前
上里英会話クラブ	英会話	毎週水曜日	夜間	カンターレ	コーラス	第2・4土曜日	午前
絵手紙ぴーまん	絵手紙	第1・3土曜日	午後	コールラディッシュ	コーラス	第1・3土曜日	午前
大竹ソーシャルダンス	社交ダンス	毎週火曜日	午後	寿カラオケクラブ	カラオケ	第2・4月曜日	午後
合唱団かみさと	コーラス	第2・4水曜日	夜間	こむらさきの会	着付け	毎週火曜日	夜間
上里絵画クラブ	絵画	第1・3月曜日	夜間			毎週木曜日	午後
上里自彊術クラブ	自彊術	毎週金曜日	午前	中央金曜ダンスクラブ	社交ダンス	毎週金曜日	午後
上里写真クラブ	写真	第2土曜日	夜間	ストレッチ体操クラブ	ストレッチ体操	第1・3月曜日	午前
ジャズダンス同好会	ジャズダンス	毎週金曜日	午前			第2火曜日	
上里ソーシャルダンスクラブ	社交ダンス	毎週木曜日	夜間	スペイン語クラブ	スペイン語	毎週月曜日	午前
上里ピアノクラブ	ピアノ	毎週木曜日	午前	中国結びクラブ	中国結び	第1・3木曜日	午前
上里町棋友会	囲碁	毎週日曜日	午後	花水木ダンス	社交ダンス	毎週水曜日	午前
中央太極拳クラブ	太極拳	毎週土曜日	午後	三喜里会	民踊	第1・3水曜日	午後
上里町将棋会	将棋	毎週日曜日	午後	やきものクラブ	陶芸	第2・4木曜日	午前
上里短歌会	短歌	第4火曜日	午後	ピュアクラブ	運動・ストレッチ	第1・3・4火曜日	午前
上里民踊クラブ	民踊	第3・4土曜日	夜間	上里だんべえ会	だんべえ踊り	毎週日曜日	夜間
		毎週日曜日	午後	少林寺拳法 上里支部	少林寺拳法	毎週火曜日	夜間
雅友華道会	華道	第3金曜日	午後	ハイキングクラブ上里	山の知識の学習他	月末火曜日	夜間
革手芸クラブ	革手芸	第2・4木曜日	午前	老人クラブ連合会女性部	筋力アップ体操	第2・4月曜日	午前

◆賀美公民館

団体名	種目等	活動日	時間
カラオケ愛好会	カラオケ	第1・3火曜日	夜間
うまごやし俳句会	俳句	第2木曜日	夜間
ひまわり絵手紙の会	絵手紙	第1・3木曜日	午後
賀美書道会	書道	第1・3土曜日	午後
賀美ITクラブ	パソコン	第1・3木曜日	夜間
琴美月	大正琴	第2・4水曜日	午前
三ツ星俳句会	俳句	第3金曜日	夜間
賀美そばクラブ	そば打ち	第4日曜日	午前
賀美パソコン倶楽部	パソコン	第2・4日曜日	夜間
さくら草	大正琴	第1・3日曜日	午前

団体名	種目等	活動日	時間
あけぼの会	民謡	第1・3火曜日	午後
賀美ストレッチクラブ	ストレッチ体操	第2・4月曜日	夜間
賀美スマレ会	社交ダンス	毎週月曜日	午後
SALA賀美	大正琴	第1・3月曜日	夜間
	民謡	第4火曜日	夜間
キルトサークルポピー	パッチワーク・キルト・手芸	第4水曜日	午後
賀美公民館俳画クラブ	俳画	第3木曜日	午後
賀美三味線クラブ	三味線	毎週水曜日	午後
寿会	大正琴	第2・4金曜日	午後

◆長幡公民館

団体名	種目等	活動日	時間
長幡東音頭保存会	伝統芸能	第2・4火曜日	夜間
弥生会	社交ダンス	毎週水曜日	午前
長幡琴美会	大正琴	第1・3金曜日	午前
雅友華道会	華道	第2金曜日	午後
清陽書道会	書道	第1金曜日	夜間
ダンベルクラブ	ダンベル体操	第2・4月曜日	夜間
カラオケ愛好会	カラオケ	第2・4金曜日	夜間

団体名	種目等	活動日	時間
長幡空手塾	空手	毎週水・土曜日	夜間
やわらぎ上里太極拳	太極拳	第1・3・5月曜日	夜間
長幡民謡クラブ	民謡	第2・4土曜日	午後
3B体操	健康体操	第1・3火曜日	午後
長幡フラサークル	フラダンス	毎週月曜日	午後
大正琴ひまわりの会	大正琴	第1・3金曜日	夜間
長幡社交ダンスクラブ	社交ダンス	毎週金曜日	午後

◆七本木公民館

団体名	種目等	活動日	時間
上里町茶道会	茶道	第1・2・3土曜日	午前
青筆会	ボールペン字・毛筆	第2・4月/水曜日	午後
セブンベーシック	フォークダンス	毎週月曜日	午後
秋桜ダンスクラブ	社交ダンス	毎週火曜日	午後
		毎週木曜日	午前・午後
七本木公民館民謡クラブ	民謡	第2・4水曜日	午後
七本木ダンベルクラブ	ダンベル体操	毎週水曜日	夜間
SALA七本木太極拳クラブ	太極拳	第1・3金曜日	午前

団体名	種目等	活動日	時間
七本木手打ちそば愛好会	そば打ち	毎月最終土曜日	午前
七本木ヨガ	ヨガ	毎週火曜日	午前
フレッシュ・ヨガ	ヨガ	第1・3木曜日	夜間
七本木パソコンクラブ	パソコン	第1・3火曜日	夜間
七本木フラサークル	フラダンス	毎週火曜日	夜間
乾武太極拳	太極拳	毎週金曜日	夜間
漁楽会	包丁の使い方・魚のさばき方等	第1月曜日	午前
上里ステンドグラスクラブ	ステンドグラス	第2・4火曜日	午後

◆ワープ上里

団体名	種目等	活動日	時間
扇富三会子供教室	日本舞踊	土曜日(月2回)	午前
マズルカ	フォークダンス	毎週火曜日	午後
乾武神流川太鼓若草	和太鼓 (中学生以下)	毎週火曜日	夜間
		土曜日(月1回)	午前
乾武神流川太鼓	和太鼓 (高校生以上)	毎週火曜日	夜間
		※木金曜日も不定期で実施	
フラワーアレンジメント	フラワーアレンジメント	第1土曜日	午後

団体名	種目等	活動日	時間
グリーンローズ	フラワーアレンジメント	水曜日(月1回)	午後
むつみ会	舞踊研究	第2水曜日	午後
上里ドレミの会	童謡・唱歌	第1・3水曜日	午後
やさしいピアノクラブ	ピアノ	第1・3水曜日	夜間
ワープ上里カラオケ愛好会	カラオケ	第2・4水曜日	夜間
上里東パソコンクラブ	パソコン	第3・4水曜日	午後

◆上里東公民館

団体名	種目等	活動日	時間
カラオケ愛好会	カラオケ	毎週月曜日	午前
上里東パソコンクラブ	パソコン	毎週月曜日	午前・午後
		毎週金曜日	午前・午後・夜間
押花絵愛好会	押花絵	第2・4月曜日	午前
健楽会ダンス教室	社交ダンス	毎週月曜日	午後
布ぞうり	手芸	毎週月曜日	午後
キルト日クラブ	手芸	第2・4月曜日	午前
尺八クラブ	尺八	毎週月曜日	夜間
すずらんクラブ	新舞踊	毎週火曜日	午後
ストレッチクラブ	ストレッチ	毎週火曜日	午前
めぐみカラオケクラブ	カラオケ	第1・3火曜日	午後
火曜会ダンスクラブ	社交ダンス	毎週火曜日	夜間
ファミリーヨガ	ヨガ	毎週水曜日	午前
ハーモニカ教室	ハーモニカ	第1・3水曜日	午前
囲碁愛好会	囲碁	毎週水曜日	午後
ヨガクラブ	ヨガ	毎週水曜日	夜間
小山流津軽三味線教室	三味線	第1・3水曜日	夜間
カプア ウィ フラ上里	フラダンス	毎週木曜日	午前
茶道愛好会	茶道	毎週木曜日	午後
木曜フラダンスクラブ	フラダンス	毎週木曜日	午後

団体名	種目等	活動日	時間
ちぎり絵クラブ	ちぎり絵	第2・4木曜日	午後
わくわく絵手紙	絵手紙	第2・4木曜日	午後
琴美会	大正琴	第4水曜日	午後
		第1金曜日	
ほのぼのクラブ	社交ダンス	毎週木曜日	夜間
志奈乃ギタークラブ	ギター	第1・3木曜日	夜間
マズルカ	フォークダンス	毎週金曜日	午前
フライデーヨガ	ヨガ	第2・3・4金曜日	午後
民踊クラブ	民踊	毎週金曜日	夜間
如月短歌会	短歌	第4金曜日	午後
パワーヨガ	ヨガ	第1・3土曜日	午前
ハーモニカクラブ	ハーモニカ	毎週火曜日	午後
		第2・4土曜日	午前
ピアノクラブ	ピアノ	第1・3土曜日	午前
手打ちそばクラブ	そば打ち	第3土曜日	午前
コールラディッシュ	童謡・唱歌	第4土曜日	午前
ひまわりダンスクラブ	社交ダンス	毎週土曜日	午後
水彩画クラブ	水彩画	第2・4土曜日	午後
あめんぼうダンス	社交ダンス	毎週日曜日	夜間

◆神保原公民館

団体名	種目等	活動日	時間
こねこクラブ	親子体操教室	毎週月曜日	午前
クリスマスエアロビッククラブ	エアロビクス	毎週月曜日	午後
ラナキラクラス	フラダンス	毎週月曜日	夜間
ぞうさんのリトミック	親子リズム体操	第1・3火曜日	午前
カリンカ	フォークダンス	毎週金曜日	夜間
健康づくりクラブ	健康体操	毎週火曜日	午前・夜間
		第3土曜日	夜間
		第3日曜日	午前・午後
02ダンスクラブ	社交ダンス	毎週火曜日	午後
神保原公民館民踊クラブ	民踊	第1・3月曜日	午後
陶くらぶ	陶芸	毎週火曜日	午後
銭太鼓研究会	銭太鼓	第1・3・4火曜日	夜間
やわらぎ神保原	太極拳	第2・3・4水曜日	午前
日赤奉仕団	舞踊	第1・3水曜日	午後
		第1・3金曜日	
デジカメ同好会	写真	毎週水曜日	午後
合唱団かみさと	合唱	第1・3水曜日	夜間
ブルブル健身気功	気功	第2・3・4水曜日	夜間
きりんクラブ	親子体操教室	毎週金曜日	午後
げんき会	鳴子踊り	毎週土曜日	夜間

団体名	種目等	活動日	時間
ママビクス	親子エアロビクス	毎週木曜日	午前
3B体操	健康体操	第1・3木曜日	夜間
ストレッチクラブ	ストレッチ体操	第1・2・3木曜日	午後
くじらクラブ	親子体操教室	毎週水曜日	午後
パソコンクラブ	パソコン	第1・3土曜日	午後
神友愛好会	書道・ペン字	毎週金曜日	夜間
白ゆりクラブ	社交ダンス	毎週土曜日	午前
野鳥カラオケ教室	カラオケ	第1・3土曜日	午後
琴美月	大正琴	第2・4土曜日	午前
ひよっとこ会	ひよっとこ踊り	第2・4木曜日	夜間
遊々クラブ	生きがいづくり	毎週火曜日	午後
ロゼラニクラス	フラダンス	第2・4土曜日	午後
神保原書道教室	書道	第1・3土曜日	午前
神保原水彩画クラブ	絵画	第4木曜日	午後
		第1・3金曜日	
ぶるぶる気功	気功	第2・3・4火曜日	午後
健康吹矢同好会	吹矢	第2・4・5月曜日	午後
		第2・4金曜日	
東町吟詠会	詩吟	毎週月曜日	午後
渡辺カラオケ教室	カラオケ	第2・4金曜日	午後

◆隣保館

団体名	種目等	活動日	時間
琴友会1	大正琴	第2・4木曜日	午前
さくら会	大正琴	第2・4火曜日	午後
真琴会	大正琴	第2・4火曜日	夜間
神保原琴美会	大正琴	第1・3月曜日	午後
サルビア琴美会	大正琴	第2・4月曜日	午後
菜の花琴美会	大正琴	第2・4木曜日	午後
宮本吟詠会	詩吟	毎週月曜日	午前
上里吟詠会	詩吟	第2・4水曜日	午後
カラオケ愛好会	カラオケ	第2・4金曜日	夜間
桜カラオケ	カラオケ	第1・3木曜日	午後
神保原民踊会	民踊	毎週水曜日	午前

団体名	種目等	活動日	時間
すみれ会	社交ダンス	毎週土曜日	午後
体操愛好会	体操	毎週金曜日	午前
上里ヨガ愛好会	ヨガ	水曜日(月3回)	夜間
卓球友の会	卓球	毎週月曜日	午前
		毎週水曜日	午後
編み物愛好会	編み物	第2・4火曜日	午前
ポピーサークル	フラワーアレンジメント	第3木曜日	午後
プリーフラワー	フラワーアレンジメント	第1木曜日	午後
和紙絵愛好会	和紙絵	第2木曜日	午後
エコクラフト	手芸	土曜日(月1回)	午前・午後